

第15期看護師 特定行為研修 募集要項 (2025)

看護師特定行為研修で慢性期看護力をアップ！

チーム医療のキーパーソンを目指そう！

- ◇ 慢性期医療の現場で求められる9区分16行為の知識と技術が身につきます！
- ◇ 特定行為研修を修了した看護師の実践力は、慢性期病院や在宅領域の現場で発揮されます！
- ◇ 臨床推論能力を修得することによって、チーム医療における信頼性が高まります！



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

指定研修機関番号：1513001

第 15 期看護師特定行為研修 受講のご案内

看護師特定行為研修で慢性期看護力をアップ！

当日本慢性期医療協会の「看護師特定行為研修」は、平成 27 年 10 月の制度施行と同時にスタートし、340 名を超える研修修了者を輩出しております。

「看護師特定行為研修」は、これまで医師の具体的な指示がなければできなかった医療的な行為、例えば、「中心静脈カテーテルの抜去」や「末梢留置型中心静脈注射用カテーテル (PICC) の挿入」「脱水症状に対する輸液の補正」「インスリン投与量の調整」などを医師がいない現場であっても、あらかじめ医師が作成した「手順書」があれば、看護師が単独で行うことができるようにするという国の研修制度です。当協会では、制度上定められている 38 の「特定行為」のうち、とくに慢性期医療の現場に必須である 16 の「特定行為」を実践できる看護師を養成しております。今後の高齢社会に対応するためには、慢性期病院、さらには特養、老健などの介護施設、そして在宅領域に従事する研修修了者をさらに多く養成することが求められます。

当協会の「看護師特定行為研修」は、現場で働きながら修了できるカリキュラムです。研修受講者は、e ラーニングによる自己学習、Zoom を用いたオンライン研修、実技を身につける集合研修を経て、実際の症例（患者）を対象とした臨床実習に臨みます。

看護師の皆様が「特定行為」を実践できるようにすることで、地域から求められる体制を整えていくことが肝要です。

本研修の受講を是非、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

- ▶ 「特定行為に係る研修制度」は、本来、医師にしか実施できない医療行為を、医師の「手順書」に基づいて実施できる看護師を養成する国の研修制度です。
- ▶ 特定行為研修を修了した看護師の実践力は、在宅・居住系施設を含めた慢性期医療の現場において、十二分に発揮されます。
- ▶ 当協会の特定行為研修は、慢性期医療の現場で遭遇する頻度の高い行為を厳選した「9 区分 16 行為」を必修として開講しています(次ページ参照)。
- ▶ 特定行為研修で学んだ内容を活かした現場での対応は、特定行為の実践そのものだけでなく、「診療の質」の向上に直結します。
- ▶ 研修教材には、本研修の講師がこれまでの研修をふまえて執筆されたテキストを用い、より理解しやすい研修を行います。

一般社団法人日本慢性期医療協会
会長 橋本 康子
看護師特定行為研修委員会
委員長 矢野 諭

1. 日本慢性期医療協会における看護師特定行為研修の概要

1) 研修の目的

高度かつ専門的な知識と技術に基づいて特定行為を実践することができ、在宅を含む慢性期医療の現場において「チーム医療のキーパーソン」となる看護師を養成する。

2) 開講する行為区分 ※全9区分必修です。

《慢性期医療の現場で求められる9区分16行為》

特定行為区分	特定行為
1. 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	①侵襲的陽圧換気の設定の変更
	②非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	③人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	④人工呼吸器からの離脱
2. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	⑤持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	⑥脱水症状に対する輸液による補正
3. 感染に係る薬剤投与関連	⑦感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
4. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	⑧インスリンの投与量の調整
5. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	⑨抗けいれん剤の臨時の投与
	⑩抗精神病薬の臨時の投与
	⑪抗不安薬の臨時の投与
6. 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	⑫気管カニューレの交換
7. 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	⑬中心静脈カテーテルの抜去
8. 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	⑭末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
9. 創傷管理関連	⑮褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	⑯創傷に対する陰圧閉鎖療法

3) 定員 36名

4) 受講申請書類受付期間

令和7（2025）年1月14日（火）～令和7（2025）年2月28日（金）必着・郵送

5) 実施日程 (予定)

- * 令和7年(2025年)4月～9月の全課程(開講式を含む)を履修し、学習到達度評価試験(本試験レポート・筆記試験)および実習評価としての口頭試問、実技試験(オスキー)に合格後、臨床実習(患者に対する実技)に進んでいただくことになります。
- * 本研修のカリキュラムには、eラーニングによる自己学習とZoomを用いたオンライン研修が含まれます。オンライン研修には、カメラとマイク機能のあるパソコンと安定したインターネット環境の確保が必要です。
- * 集合研修は、6月2日(月)・3日(火)、9月24日(水)・25日(木)・26日(金)の5日間です。

研修会場：東京研修センター(日本慢性期医療協会併設)
 東京都新宿区富久町11-5 シャトレ市ヶ谷2階 TEL. 03-3355-3120

令和7年(2025年)

4月 1日	eラーニング学習開始(共通科目)
4月 5日午後	開講式・研修ガイダンス(オンライン開催)
4月 6日～5月27日	eラーニング学習(共通科目)
5月28日～5月30日	オンラインスクーリングⅠ(共通科目)
6月2・3日	臨床推論スクーリング・共通科目実習評価 ※会場に集合
6月 4日～7月29日	eラーニング学習(区分別：判断系科目)
7月30日～8月 1日	オンラインスクーリングⅡ(区分別：判断系科目)
8月 2日～9月23日	eラーニング学習(区分別：実技系科目)
9月24日	筆記試験(区分別：判断系科目) ※会場に集合
9月25・26日	シミュレーター実習・実技試験(区分別：実技系科目) ※会場に集合

- ・ 筆記試験および本試験レポートに合格後、臨床実習開始(実習期間：6か月間)
- ・ 9区分16行為の臨床実習の修了を判定し、順次、修了証を交付

6) 研修内容と研修方法

研修内容	研修方法
講義+スクーリング事前学習(レポート課題)	eラーニングによる自己学習(自宅・勤務先等で受講)
演習・実習(症例検討、ペーパーシミュレーション等)	オンラインスクーリング(3日間+3日間=計6日間)
臨床推論+筆記試験+シミュレーター実習+実技試験	集合研修(全5日間、場所：東京研修センター)
臨床実習(患者に対する実技)	自施設(受講者の所属する施設(原則))

(1) eラーニングによる自己学習（自宅・勤務先等で受講）

eラーニングは、教材の閲覧による学習⇒理解度チェックテスト⇒オンラインスクーリングに向けた事前学習（レポート形式）で構成されています。

(2) オンラインスクーリングに向けた事前学習（レポート形式）

オンラインスクーリングで行われる症例検討・ペーパーシミュレーションに向けた事前準備（予習）として、レポート形式の課題を提示します。

(3) オンラインスクーリング（WEB研修：3日間＋3日間＝6日間）

オンラインスクーリングでは、Web上でグループディスカッションやロールプレイを行います。

〔日程〕 オンラインスクーリングⅠ（共通科目）：令和7年5月28日（水）～30日（金）

オンラインスクーリングⅡ（区分別科目）：令和7年7月30日（水）～8月1日（金）

(4) 臨床推論スクーリングおよび共通科目の実習評価（集合研修2日間）

臨床推論における演習および医療面接実習、共通科目の実習評価を集合研修で行います。

〔日程〕 臨床推論スクーリング：令和7年6月2日（月）

共通科目実習評価：令和7年6月3日（火）

(5) 学習到達度評価試験Ⅰ：レポート形式

共通科目および区分別科目のうち「実技系」の科目については、レポート提出の方法で学習到達度を評価します。（区分別科目における「判断系」と「実技系」の区別については、次ページを参照してください）

(6) 学習到達度評価試験Ⅱ：筆記試験（集合研修1日間）

特定行為の実践に直結する区分別科目のうち、「判断系」の科目については、研修会場で実施する筆記試験によって学習到達度を評価します。

〔日程〕 令和7年9月24日（水）

(6) シミュレーター実習&実技試験・オスキー（集合研修2日間）

オンライン研修では実施することができない実技系科目の特定行為について、模型・シミュレーターを用いた集合研修を行います。

〔日程〕 令和7年9月25日（木）・26日（金）

(7) 臨床実習（患者に対する実技） 実習期間：6か月間

・全16科目の学習到達度評価試験（筆記試験）および実習評価としての口頭試問、実技試験（オスキー）が合格基準に達した受講者は、臨床実習（患者に対する実技）に進みます。

・臨床実習（患者に対する実技）は、自施設実習を原則とします。

（「自施設」＝受講者の所属する施設および同一・関連法人の施設）

7) 研修内容と時間数

○共通科目：すべての特定行為に共通する必要な知識および技能

共通科目の内容	時間数（目安）
1. 臨床病態生理学	30 時間
2. 臨床推論	45 時間
3. フィジカルアセスメント	45 時間
4. 臨床薬理学	45 時間
5. 疾病・臨床病態概論	40 時間
6. 医療安全学	20 時間
7. 特定行為実践	25 時間
計	250 時間

【到達目標】

- ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

○区分別科目：特定行為ごとに必要となる知識および技能

区分別科目は、行為の特性により、「判断系」と「実技系」に分けられます。

区分別科目（特定行為区分）		時間数（目安）
判断系	1. 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	29 時間
	2. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16 時間
	3. 感染に係る薬剤投与関連	29 時間
	4. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16 時間
	5. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26 時間
実技系	6. 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8 時間
	7. 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	7 時間
	8. 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	8 時間
	9. 創傷管理関連	34 時間
計		173 時間

【到達目標】

- ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

2. 応募要領

臨床実習（患者に対する実技）は受講者の所属する施設等の自施設で実施するため、本研修の受講にあたっては、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの書類の提出が必要です。

Ⅰ 受講者本人の申請

Ⅱ 受講者の所属施設（臨床実習協力施設）の登録

Ⅲ 受講者の所属施設（臨床実習協力施設）における実習指導者の登録

*受講申請書類等の様式は、当協会ホームページに掲載いたします。

⇒日本慢性期医療協会・看護師特定行為研修のページ ⇒ http://jamcf.jp/symposium_tokuteikoui.html

「臨床実習協力施設」および臨床実習協力施設における「指導者」の登録は、ご提出いただく書類に基づき、当協会から関東信越厚生局健康福祉部医事課に申請いたします。

Ⅰ 受講者本人に係る申請（令和7年2月28日(金)必着・郵送）

1) 受講要件

- ①看護師免許を有する者（准看護師は除く）
- ②看護師の免許取得後、3年以上の看護師実務経験を有する者
（通算可・准看護師としての経験は除く）
- ③9区分16行為の臨床実習（患者に対する実技）を自施設で実施できる者（原則）
※自施設：受講者の所属する施設および同一・関連法人の施設
- ④看護職賠償責任保険に加入していることが望ましい。

*すでに「共通科目」を修了している場合は履修免除の申請を受け付けます。当協会が履修の免除を認めた場合には、区分別科目のeラーニングから受講することができます。

2) 受講申請書類 ※提出された書類は返却いたしません。

- ①受講申込書
- ②履歴書
- ③看護師免許証の写し
※改姓され、免許証の裏面に登録日が表記されている場合は、両面お送りください。
- ④志望理由書（800字程度）
- ⑤施設の代表者による受講推薦書
- ⑥所属部門長（看護部長あるいは同等職位の所属長等）による受講同意書
- ⑦共通科目履修免除申請書 ※共通科目について履修免除を申請する場合のみ

3) 選考方法：書類審査

履歴書および志望理由書等の**受講申請書類**により選考します。

4) 選考結果

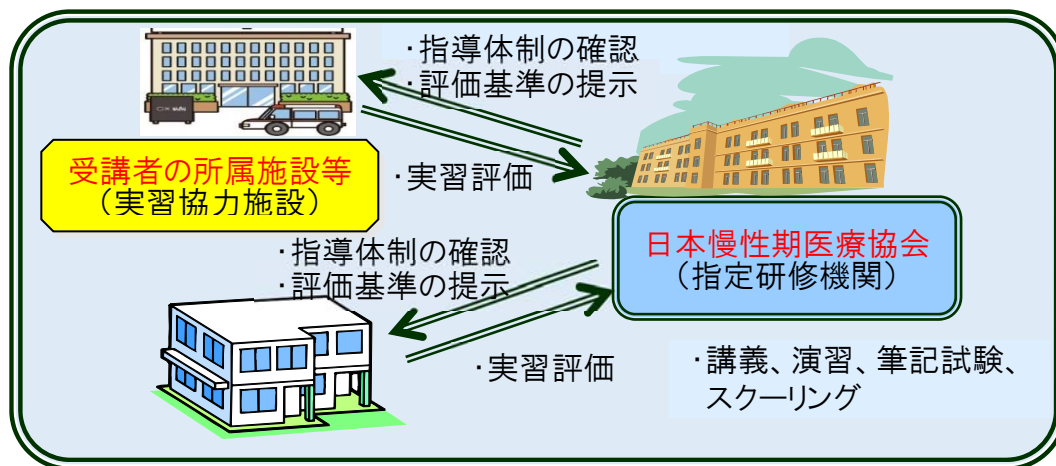
書類審査の結果を申込担当者様宛に**令和7年3月上旬**にE-mailで通知します。

（受講決定者は、令和7年4月5日（土）の開講式の前にZoom接続テストが必須です）

Ⅱ 受講者の所属施設（実習協力施設）の申請（令和7年3月31日(月)必着・郵送）

「実習協力施設」として申請することにより、臨床実習は、受講者の勤務施設等で実施することができます。《病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション 等》

指定研修機関：日本慢性期医療協会 ⇔ 実習協力施設：受講者の勤務施設等



※「実習協力施設」の申請にあたっては、指導者、医療安全、緊急時の対応、患者への同意説明体制、該当症例数の確保等の要件を満たすことが必要です。

※当協会が開講する看護師特定行為研修において、すでに実習協力施設として申請済みの行為区分については、申請の必要はありません。

※「実習協力施設」の申請は、行為区分ごとに行う必要があります。まだ申請していない行為区分について新たに実習協力施設の申請を希望される場合は、その行為区分について追加申請が必要です。

1) 申請書類 ※申請書類の様式を当協会ホームページに掲載いたします。

- ①協力施設申請書（症例数の見込み、医療安全に関する状況 等）
- ②協力施設承諾書
- ③区分別科目の患者に対する実技を行う施設の概況
- ④実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書
- ⑤実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書

2) 受講者1人あたりが臨床実習で経験すべき症例数

- ・受講者が経験すべき症例数は、行為の難度に応じて5例または10例程度です。
- ・特定行為ごとに、実習の対象となる症例数（患者数）について、「実習前年度の実績」と「実習期間中の見込み」の申請が必要です。

Ⅲ 受講者の所属施設（協力施設）における実習指導者の申請（令和7年3月31日（月）必着・郵送）

※当協会が開講する看護師特定行為研修の実習指導者としてすでに申請済みの行為区分については、申請の必要はありません。

※指導者の申請は、行為区分ごとに行う必要があります。すでに申請済みの指導者であっても、まだ申請していない行為区分について新たに指導を予定される場合は、その行為区分について追加申請が必要です。

1) 臨床実習指導者の要件

(1) 医師を必ず含むこととし、その他の指導者も、
医師、歯科医師、薬剤師、特定行為研修を修了した看護師等の医療関係者であること。

(2) 各職種の要件

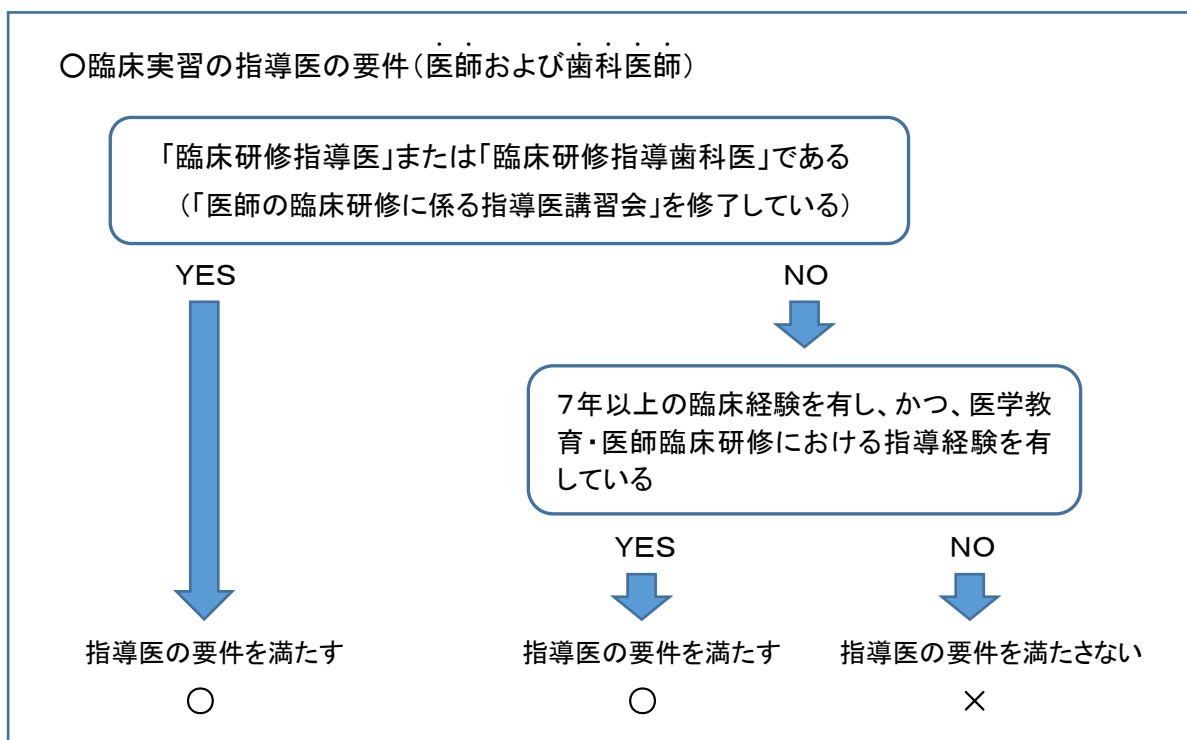
・ 医師又は歯科医師の指導者は、「臨床研修指導医」又は「臨床研修指導歯科医」であること。または、同等以上の経験を有すること。

※「同等以上の経験」とは、「7年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導経験（研修医への指導経験）を有する医師」が想定されています。

※「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を修了されていない場合は、講習会への積極的なご参加をお勧めいたします。

・ 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であること。

※「準ずる者」とは、「平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修を修了した看護師、専門看護師及び認定看護師、大学等での教授経験を有する看護師」が想定されています。



2) 申請書類 ※申請書類の様式を当協会ホームページに掲載いたします。

・協力施設指導者申請書

⇒臨床経験年数、教育歴、指導医講習会受講の有無、研修医への指導経験年数、各種研修の受講経験、保有資格等を記載する必要があります。

《受講申請書類送付先》

〒162-0067 東京都新宿区富久町1-5 シャトレ市ヶ谷2階
日本慢性期医療協会・看護師特定行為研修センター

※封筒の表に、「看護師特定行為研修受講申請書在中」と朱書きしてください。

※自署以外は、パソコンで入力しても構いません。

※書類の不備や不足がある場合は受理できない場合がございますので、十分ご注意ください。

《受講料（実習費）について》※看護師特定行為研修テキスト3巻を含む。

【日本慢性期医療協会会員施設からの受講】

eラーニング+WEBスクーリング+シミュレーター実習		500,000円 (+消費税別 50,000円)
	共通科目履修免除コース	300,000円 (+消費税別 30,000円)
自施設実習	各区分の1行為につき	30,000円 (+消費税別 3,000円)
他施設実習	各区分の1行為につき	50,000円 (+消費税別 5,000円)

【日本慢性期医療協会会員以外の施設からの受講】

eラーニング+WEBスクーリング+シミュレーター実習		800,000円 (+消費税別 80,000円)
	共通科目履修免除コース	450,000円 (+消費税別 45,000円)
自施設実習	各区分の1行為につき	50,000円 (+消費税別 5,000円)
他施設実習	各区分の1行為につき	70,000円 (+消費税別 7,000円)

〈臨床実習における「自施設」と「他施設」について〉

「自施設」：受講者の所属する施設および同一・関連法人の施設

「他施設」：上記以外の施設（当協会が実習の受け入れを調整する施設 等）

※臨床実習（患者に対する実技）は、自施設実習を原則とします。

⇒受講者が自身の所属する施設（自施設）で臨床実習を行うメリットには、研修修了後と同じ環境で実践できること、実習中から実習後まで継続した指導医のサポートを受けられること、実習日が調整しやすいこと、時間や費用の負担が少ないこと、などがあります。

※自施設実習の場合は、実習費から実習協力費を除き、当協会事務手数料のみの請求となります。

※他施設実習を希望される場合でも、できる限り自施設での実施をご検討いただいた上で、どうしても自施設では症例数を確保できない特定行為に絞ってお考えください。

〈教育訓練給付制度（一般教育訓練）について〉

「一般教育訓練給付金」は、受講者自身が受講費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その受講費用の20%（上限10万円）が雇用保険から支給される制度です。当協会の看護師特定行為研修は、令和2年4月に「厚生労働大臣指定教育訓練講座」の指定を受けました。給付を受ける場合は、受講者本人の申請が必要となりますので、詳細は厚生労働省（ハローワーク）ホームページをご確認ください。

「特定行為に係る看護師の研修制度」の詳細については、「厚生労働省ウェブサイト」および「看護師の特定行為研修制度ポータルサイト」を参照してください。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療分野のトピックス](#)
> [特定行為に係る看護師の研修制度](#)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

○受講申請書類の概要

I 受講者本人に係る申請(令和7年2月28日(金)必着・郵送)

- ①受講申込書
- ②履歴書
- ③看護師免許証の写し
※改姓され、免許証の裏面に登録日が表記されている場合は、両面お送りください。
- ④志望理由書(800字程度)
- ⑤施設の代表者による受講推薦書
- ⑥所属部門長(看護部長あるいは同等職位の所属長等)による受講同意書
- ⑦共通科目履修免除申請書 ※共通科目について履修免除を申請する場合のみ

II 受講者の所属施設(臨床実習協力施設)の登録(令和7年3月31日(月)必着・郵送)

※申請書類の様式を当協会ホームページに掲載いたします。

- ①協力施設申請書(症例数の見込み、安全管理に関する状況等)
 - ・実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書
 - ・実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書
- ②協力施設承諾書
- ③区分別科目の患者に対する実技を行う実習を行う施設の概況

III 受講者の所属施設(協力施設)における実習指導者の登録(令和7年3月31日(月)必着・郵送)

※申請書類の様式を当協会ホームページに掲載いたします。

- ・協力施設指導者申請書(臨床経験年数、教育歴、指導医講習会の受講の有無等)

○企画・運営

日本慢性期医療協会・看護師特定行為研修委員会

○問い合わせ・申請書類の郵送先

日本慢性期医療協会・看護師特定行為研修センター

〒162-0067 東京都新宿区富久町11-5 シャトレ市ヶ谷2階

TEL.03-3355-3120 FAX.03-3355-3122

メールアドレス: ns-tokutei@jamcf.jp

日本慢性期医療協会・看護師特定行為研修のページ

⇒ http://jamcf.jp/symposium_tokuteikoui.html

第15期 日本慢性期医療協会 看護師特定行為研修 受講申込書

日本慢性期医療協会の

施設名 _____ どちらかに○ ⇒ 会員 ・ 会員以外

住 所 _____ (〒 _____)

TEL. _____ FAX. _____

申込担当者氏名 _____ 申込担当者役職 _____

申込担当者メールアドレス _____ @ _____

受講志望者氏名	性別	役職	看護師実務経験
(フリガナ)	男・女		年

*** 臨床実習(患者に対する実技)の実施場所(予定) ※全9区分16行為すべて必修です。**

特定行為区分	特定行為名	どちらかに○	
		自施設	他施設
1. 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	①侵襲的陽圧換気の設定の変更		
	②非侵襲的陽圧換気の設定の変更		
	③人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
	④人工呼吸器からの離脱(「抜管」は含まない。)		
2. 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	⑤気管カニューレの交換		
3. 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連	⑥中心静脈カテーテルの抜去		
4. 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	⑦末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		
5. 創傷管理関連	⑧褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去		
	⑨創傷に対する陰圧閉鎖療法		
6. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	⑩持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整		
	⑪脱水症状に対する輸液による補正		
7. 感染に係る薬剤投与関連	⑫感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与		
8. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	⑬インスリンの投与量の調整		
9. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	⑭抗けいれん剤の臨時の投与		
	⑮抗精神病薬の臨時の投与		
	⑯抗不安薬の臨時の投与		

*「自施設」: 受講生の所属する施設および同一・関連法人の施設 「他施設」: 「自施設」以外の施設

* 臨床実習(患者に対する実技)は、自施設実習を原則とします。

第15期 日本慢性期医療協会 看護師特定行為研修 履歴書

記入日年月日： 年 月 日

フリガナ				写真貼付欄 ・3か月以内撮影 ・上半身、無帽、 正面向、無背景 ・縦4cm×横3cm ・裏面に氏名記入
受講志望者氏名 (自署)	印		性別 男 ・ 女	
生年月日	(西暦)	年 月 日	生	(満 歳)
免許取得年月日 及び免許番号	(西暦)	年 月 日	第	号
認定看護師の 取得の有無 *取得している 場合、分野を☑	<input type="checkbox"/> 救急看護	<input type="checkbox"/> 皮膚・排泄ケア	<input type="checkbox"/> 集中ケア	<input type="checkbox"/> 緩和ケア
	<input type="checkbox"/> がん化学療法看護	<input type="checkbox"/> がん性疼痛看護	<input type="checkbox"/> 訪問看護	<input type="checkbox"/> 感染管理 <input type="checkbox"/> 糖尿病看護
	<input type="checkbox"/> 不妊症看護	<input type="checkbox"/> 新生児集中ケア	<input type="checkbox"/> 透析看護	<input type="checkbox"/> 手術看護 <input type="checkbox"/> 乳がん看護
	<input type="checkbox"/> 摂食・嚥下障害看護	<input type="checkbox"/> 小児救急看護	<input type="checkbox"/> 認知症看護	<input type="checkbox"/> 脳卒中リハ看護
	<input type="checkbox"/> がん放射線療法看護	<input type="checkbox"/> 慢性呼吸器疾患看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 慢性心不全看護
自宅住所	(〒 —)			
	TEL.		FAX.	
所属施設名			役 職	
学 歴 ※高等学校卒業後の学歴を記載				
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
職 歴 ※職位(看護部長、看護師長、主任等)も記載してください。				
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		
(西暦)	年	月		

受講推薦書

日本慢性期医療協会
会長 橋本康子 殿

下記の者を、日本慢性期医療協会が主催する看護師特定行為研修の受講生として推薦いたします。また、下記の者の受講が決定した場合には、本施設に在職しつつ、受講することを認めます。

受講志望者氏名 _____

(西暦) 年 月 日

施設名

代表者職位

代表者氏名

印

受講同意書

日本慢性期医療協会
会長 橋本康子 殿

下記の者が、日本慢性期医療協会が主催する看護師特定行為研修を受講することに同意いたします。

受講志望者氏名 _____

(西暦) 年 月 日

施 設 名

所属部門長職位

所属部門長氏名

印

メールアドレス: _____ @ _____

共通科目履修免除申請書

日本慢性期医療協会
会長 橋本康子 殿

私は、看護師特定行為研修において、共通科目の受講を修了しているため、共通科目の履修免除を申請いたします。

(西暦) 年 月 日

申請者 (受講者) 氏名 _____ 印

記

1. 日本慢性期医療協会の共通科目を修了している場合は、下欄にご記入ください。

第 () 期 履修時の受講番号 ()

2. 他の指定研修機関の共通科目を修了している場合は、下欄にご記入の上、共通科目の修了を証明する書類、履修したシラバスを添付してください。

指定研修機関の名称	修了年月日
	年 月 日

以上

超音波スキャナ・サイトライト8 (血管穿刺専用エコー)

日本慢性期医療協会会員&特定行為研修実習協力施設 限定特別価格のご案内

- 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル (PICC) 挿入の手技に有用!
- 血管アクセスをよりスマートに!
- 定価 ¥ 3,397,900 のところ、

¥ 1,585,000 (税別)

(構成：本体、リニアプローブ、キックスタンド、プローブホルダー)



*ご購入の際は、株式会社メディコンの担当スタッフが、デモンストレーションや説明にお伺いし、納入後も、継続してサポートいたします。

*製品の詳細につきましては、株式会社京都科学東京支店（担当：中村様）までお問い合わせください。

〒113-0033

東京都文京区本郷三丁目 26 番 6 号

NREG 本郷三丁目ビル 2 階

TEL. 03-3817-8071 (直通)

下記にご記入いただき、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

【購入申込票】 送信先FAX.03-3355-3122(日本慢性期医療協会)

*お申し込みいただきました後、株式会社京都科学東京支店(担当:中村様)よりご連絡を差し上げます。

施設名		都道府 県名	
TEL		FAX	
ご担当者氏名		部署名	
メールアドレス	@		
購入予定台数	() 台	*製品の説明を	希望する ・ 希望しない (どちらかに○)

*製品の説明を受けた後に購入台数を決定される場合も、まずは購入予定台数をご記入ください。

これからの医療を支える 看護師の特定行為研修制度

ご案内



©MINEKO UEDA

「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること

1 見える
医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく
特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める
特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は厚生労働大臣が指定する研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

修了証の交付

特定行為研修修了後は、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学/特定行為実践	45
合計	250

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分別科目	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

※上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要です。

どこで特定行為研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。

＜指定研修機関一覧＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

＜特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください＞

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

〒162-0067 東京都新宿区富久町11-5 シャトレ市ヶ谷2階

TEL.03-3355-3120 FAX.03-3355-3122

ホームページ <http://jamcf.jp> E-mail : info@jamcf.jp

日慢協ブログ <http://manseiki.net/> 慢性期.コム <http://manseiki.com>